

目次

序論 法曹倫理

第1章 法曹倫理の意義と淵源	2
I 総説	2
II プロフェッションとしての法曹	3
第2章 弁護士倫理	6
I 総説	6
II 弁護士倫理の根拠	7
第3章 裁判官・検察官の倫理	10
I 総説	10
II 法曹倫理に関する報告書	11

第1編 弁護士倫理

第1章 弁護士倫理総論	14
I 弁護士制度の歴史	14
II 弁護士の義務規定の歴史	18
III 弁護士自治	20
IV 弁護士職務基本規程	22
V 弁護士懲戒制度	25

VI 弁護過誤	29
第2章 基本倫理	32
第1節 弁護士の使命と職務	32
I 弁護士の使命	32
II 弁護士の職務	36
第2節 職務の独立性と公共性	40
I 職務の独立性	40
II 職務の公共性	43
第3節 真実義務と誠実義務	46
I 真実義務	46
II 誠実義務	50
第4節 信用・品位の保持	54
第5節 法律事務所に関する規律	59
I 法律事務所の名称	60
II 複数事務所の設置	61
第6節 営利業務従事に関する規律	63
I 所属弁護士会への届出義務	64
II 品位の保持	66
第3章 依頼者との関係における倫理	69
第1節 職務を行ない得ない事件	69
I 相手方の協議を受けて賛助し、またはその依頼を承諾した事件	70
II 相手方の協議を受けた事件で、協議の程度・方法が信頼関係に基づくもの	75
III 受任中の事件の相手方からの依頼による別事件	77
IV 公務員として職務上取り扱った事件	82
V ADRの手続実施者として取り扱った事件	85

VI	相手方との間に親族関係がある事件	87
VII	別事件の依頼者・顧問先等を相手方とする事件	89
VIII	依頼者の利益と他の依頼者の利益が相反する事件	92
IX	依頼者の利益と自己の経済的利益が相反する事件	98
X	利益相反に関する諸問題	100
XI	弁護士法25条違反行為の効力	112
第2節	守秘義務	115
I	秘密保持義務	116
II	事件記録の管理	128
III	事務職員等の監督	131
第3節	弁護士報酬に関する倫理	134
I	弁護士報酬の決定	135
II	弁護士報酬の説明	142
III	委任契約書の作成	145
IV	報酬分配の制限	147
第4節	事件受任過程における倫理	151
I	広告	151
II	依頼の勧誘方法	155
III	有利な結果の保証	159
IV	不当な事件の受任	161
V	依頼者紹介の対価	163
VI	依頼の諾否の通知	167
VII	事件の見通し等の説明	169
VIII	不利益事項の説明	173
IX	法律扶助制度等の説明	175
第5節	事件処理過程における倫理	176
I	速やかな着手と遅滞のない処理	177
II	処理経過の報告	180

III	依頼者意思の尊重	183
IV	法令・事実関係の調査	187
V	預り金品の保管	189
VI	他の弁護士の参加	191
VII	共同受任者間の意見対立	193
VIII	複数依頼者間の利害対立	195
IX	信頼関係の喪失	198
X	依頼者との金銭貸借	201
XI	依頼者との紛議	205
XII	係争目的物の譲受け	207
XIII	非弁護士との提携	210
XIV	違法行為の助長	214
第6節	事件処理終了時における倫理	217
I	処理結果の報告	218
II	預り金品の清算	221
第4章	共同事務所・弁護士法人における倫理	225
第1節	共同事務所における倫理	226
I	監督権限ある弁護士の責務	226
II	秘密保持義務	228
III	職務を行ない得ない事件	230
IV	事件情報の管理	235
第2節	弁護士法人における倫理	237
I	社員弁護士の責務	239
II	社員の常駐義務	241
III	秘密保持義務	243
IV	弁護士法人が業務を行ない得ない事件	245

V 社員等が職務を行ない得ない事件	251
第5章 組織内弁護士の倫理	256
I 自由と独立の保持	259
II 違法行為の措置	261
第6章 刑事弁護における倫理	266
第1節 真実義務	266
第2節 刑事弁護活動に関する倫理	274
I 最善の弁護活動	274
II 接見の確保と身体拘束からの解放	277
III 防御権の説明・助言	279
IV 利益相反行為	280
第3節 国選弁護における倫理	284
I 対価の受領	285
II 私選弁護への切り替え	288
第7章 相手方・他の弁護士との関係における倫理	291
第1節 相手方の関係における倫理	291
I 直接交渉	292
II 相手方からの利益供与	295
III 弁護士からの利益供与	298
第2節 他の弁護士との関係における倫理	300
I 名誉と信義の尊重	301
II 不利益に陥れる行為	303
III 不当介入	306
IV 弁護士間の紛議	308

第8章 裁判の関係における倫理	312
I 裁判の公正と適正手続の確保	312
II 偽証のそののかし	317
III 裁判の引き延ばし	320
IV 私的関係の利用	324
第9章 弁護士会・官公署との関係における倫理	327
第1節 弁護士会との関係における倫理	327
I 会則の遵守	327
II 委嘱事項の処理	331
第2節 官公署との関係における倫理	333
I 委嘱事項の処理	333
II 受託の制限	335
第2編 裁判官倫理・検察官倫理	
第1章 裁判官倫理	338
I 裁判官制度の歴史	338
II 裁判官に求められる資質と能力	340
III 裁判官倫理の規範	341
IV 裁判官の独立性	343
V 裁判官の公平性	347
VI 裁判官の政治的自由	351
VII 裁判官の品位保持	355

第2章 検察官倫理360

I 検察官制度の歴史360

II 検察制度改革362

III 検察官の独立性364

IV 公益の代表者366

V 検察官の公正性368

〔資料編〕373

- ・ 弁護士職務基本規程
- ・ 日本弁護士連合会会則（抄）
- ・ （旧々） 弁護士倫理
- ・ （旧） 弁護士倫理
- ・ 弁護士の業務広告に関する規程
- ・ 弁護士の報酬に関する規程
- ・ 公職就任の届出等に関する規程
- ・ 営利業務の届出等に関する規程
- ・ 法律事務所等の名称等に関する規程
- ・ 依頼者の本人特定事項の確認及び記録保存等に関する規程
- ・ 開示証拠の複製等の交付等に関する規程
- ・ 刑事法廷における弁護活動に関する倫理規程
- ・ 債務整理事件処理の規律を定める規程

● 判例索引426

● 事項索引429

● 著者略歴436